●目　次

第1章　マイナンバー法の重要ポイント

Q 1 マイナンバー制度の概要を教えてください。また、その導入目的は何ですか？ ▸▸2

Q 2 通知カードや個人番号カードは、どのようなものですか？ ▸▸4

Q 3 「個人番号」「特定個人情報」「個人番号関係事務」とは、どのような意味ですか？ ▸▸6

Q 4 お客様の個人番号・特定個人情報を取り扱う場合のルールの概要を教えてください。 ▸▸8

Q 5 金融機関では、これまで個人情報保護法に基づきお客様の個人情報を適切に取得、利用し安全管理を尽くしていますが、個人情報保護法と番号法の関係は、どのような関係なのですか？ ▸▸10

Q 6 個人番号の利用範囲は限定されているそうですが、金融機関ではどのような場面でお客様の個人番号を利用できるのですか？ ▸▸12

Q 7 金融機関がお客様の個人番号を取得する場合、どのような点に注意する必要がありますか？ ▸▸14

Q 8 金融機関がお客様からその個人番号を取得する場合、それがお客様のものであることをどのように確認するのですか？ ▸▸16

Q 9 金融機関は、お客様の個人番号をその内容に含む個人情報を第三者に提供できますか？ ▸▸18

Q 10 金融機関がお客様の個人番号・特定個人情報を保管する場合、どのような点に注意すべきですか？ ▸▸20

Q 11 金融機関は、お客様の個人番号等の漏えい等を防止するため、どのような点に注意して安全管理を行う必要がありますか？ ▸▸22

Q 12 金融機関が個人番号関係事務を子会社等に委託する場合、どのような点に留意する必要がありますか？ ▸▸24

Q 13 マイナンバー制度の本格施行に伴い、住民票制度も変わると聞きました。金融機関との関係で重要な変更点は何ですか？ ▸▸26

Q 14 法人･団体に通知される法人番号について、営業店の法人渉外担当者が知っておくべき点は何ですか？ ▸▸28

Q 15 番号法に違反した場合、金融機関にはどのような罰則が科されるのですか？ ▸▸30

第2章　営業店におけるマイナンバー取扱上の留意点

《PART Ⅰ　お客様から個人番号を取得する際の留意点》
Q 16 お客様の個人番号を取得する必要がある営業店の業務・事務として、どのようなものがありますか。 ▸▸34
Q 17 営業店の窓口担当者がお客様に個人番号の申告を求めたところ、お客様から申告を拒絶されました。この場合、どう対応したらよいですか？ ▸▸36
Q 18 お客様に個人番号の申告と通知カードの提示を求めたところ、「個人番号はわからないし、通知カードも持っていない」と言われました。こんなことはあり得るのですか？ ▸▸38
Q 19 お客様に個人番号の利用目的を明示する場合、どのようにすればよいのですか？ ▸▸40
Q 20 次の取引の申込みを受けた場合、どのように本人確認を行えばよいですか？
（1）妻が夫の代理人として来店し、夫名義で取引するケース
（2）親権者と未成年者が来店し、未成年者名義で取引するケース ▸▸42
Q 21 金融機関のシステムに登録したお客様の個人番号がお客様のものでないことが、後日、判明した場合、どう対応すればよいですか？　また、この場合、金融機関は責任を負うのでしょうか？ ▸▸44
Q 22 お客様の本人確認を行ったことについて記録を残す必要はありますか？　また、お客様から提示を受けた通知カードについてコピーをとり、保管できますか？ ▸▸46
Q 23 お客様から個人番号を取得する場合、営業店の特定の窓口で取得する必要があるという話を聞きましたが、本当ですか？ ▸▸48
Q 24 渉外担当者が、お客様のご自宅でお客様の個人番号を取得することは、問題ありませんか？ ▸▸50

《PART Ⅱ　お客様の個人番号の利用・提供時の留意点》
Q 25 お客様から、当行とのお取引の暗証番号に、ご自身の個人番号（の一部）を利用したいという申出を受けました。「良いです」と答えて問題ないですか？ ▸▸52
Q 26 お客様から、勤務先の命により、数年間、海外子会社に転勤し、その後、帰国予定であるとの申出を受け、当行における必要手続について質問を受けました。この場合、お客様の個人番号を消去する必要はありますか？ ▸▸54
Q 27 グループ内の証券会社からお客様の個人番号の提供を受けることはできますか？　また、営業店が税務署による調査を受けた際、税務署にお客様の個人番号を提供できますか？ ▸▸56
Q 28 営業店の担当者が受け取ったお客様の個人番号が記載された帳票を本部の支払調書作成部署に送付する場合、営業店の担当者として、どのような点に注意する必要がありますか？ ▸▸58
Q 29 当店による個人番号・特定個人情報の取扱いについて、お客様から苦情の申出を受けた場合、この苦情に対応する義務はありますか？ ▸▸60

Q 30 特定口座の開設手続に来店されたお客様が、その後、慌てた様子で来店し、「自宅に戻ったら、鞄に入れたはずの通知カードが見当たらない。店内に落としたかもしれない」とおっしゃっています。どう対応すればよいですか？ ▸▸62

《PART Ⅲ　お客様の個人番号の安全管理上の留意点》

Q 31 従来の個人情報・個人データの安全管理と比較して、お客様の個人番号・特定個人情報の安全管理に当たり特に注意すべき点は何ですか？ ▸▸64

Q 32 金融機関が保管していたお客様の個人番号・特定個人情報が漏えいした場合、どのような対応が必要になりますか？ ▸▸66

《PART Ⅳ　お客様の個人番号の保管・廃棄時の留意点》

Q 33 営業店で個人番号・特定個人情報を保管することはできますか？　また、その場合、どのような点に留意すべきですか？ ▸▸68

Q 34 お客様が亡くなった場合、そのお客様の個人番号は無効になるのですか？また、故人の個人番号を含む個人情報について番号法に従って取り扱う必要がありますか？ ▸▸70

Q 35 お客様がお取引を解約された場合、お客様の個人番号が記載された帳票をすぐに廃棄する必要はありますか？ ▸▸72

《PART Ⅴ　事務フローの変更が必要な主な業務・事務》

Q 36 マイナンバー制度の本格施行に伴い、マル優の取扱手続はどのように変わるのですか？ ▸▸74

Q 37 マイナンバー制度の導入に伴い、財形の取扱手続はどのように変わりますか？ ▸▸76

Q 38 当店の貸金庫を利用されているお客様（定期預金と貸金庫取引のみのお客様）から、貸金庫の中に通知カードを入れてよいかと質問されました。どのように回答すればよいですか？ ▸▸78

Q 39 マイナンバー制度の本格施行に伴い、外国送金等の取扱いはどのように変わるのですか？ ▸▸80

Q 40 マイナンバー制度の本格施行により、特定口座の開設手続はどのように変わるのですか？ ▸▸82

Q 41 マイナンバー制度の本格施行に伴い、保険窓販の事務フローはどのように変わるのですか？ ▸▸84

Q 42 住宅ローン等の申込時に、お客様から源泉徴収票の提出を受ける場合、源泉徴収票に記載された個人番号はどのように取り扱えばよいのですか？ ▸▸86

第３章　本部のマイナンバー法対応上の留意点

Q 43 金融機関は、どのような手順で番号法対応を進めるべきですか？ ▸▸90

Q 44 お客様の個人番号・特定個人情報の取扱いに関する基本方針は、どのように策定すればよいですか？ ▸▸92

Q 45 お客様の個人番号・特定個人情報の取扱規程について、どのように整備すべきですか？ ▸▸94

Q 46 営業店において、個人番号・特定個人情報の取扱区域をどのように設定すればよいですか？ ▸▸96

Q 47 お客様の個人番号をシステムに入力する場合、顧客情報管理システムなどの既存データベースに追加できますか？ ▸▸98

Q 48 お客様の個人番号・特定個人情報を取り扱う職員に対する監督・教育に当たり、どのような点に留意すべきですか？ ▸▸100

Q 49 お客様の個人番号が変わった場合、金融機関は、どうすれば新しい個人番号がわかるのですか？ ▸▸102

Q 50 当行グループでは、リスク管理目的で、グループ会社間でお客様の個人データの共同利用を行っています。お客様の個人番号・特定個人情報の共同利用はできますか？ ▸▸104

凡　例

本書では、以下の法令の略称を用いて解説しています。

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
……番号法、マイナンバー法、またはたんに「法」
●個人情報の保護に関する法律
……個人情報保護法
●犯罪による収益の移転防止に関する法律
……犯罪収益移転防止法
●外国為替及び外国貿易法
……外為法
●内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
……国外送金等調書法
●偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律
……預金者保護法

本書の内容に関する訂正等の情報

本書は内容につき精査のうえ発行しておりますが、発行後に訂正（誤記の修正）等の必要が生じた場合には、当社ホームページ（http://www.khk.co.jp/）に掲載いたします。

（ホームページトップ： メニュー 内の 追補・正誤表 ）

Q 1　マイナンバー制度の概要を教えてください。また、その導入目的は何ですか？

A　マイナンバー制度は、行政事務の効率化、行政手続を利用する国民の利便性向上等を目的に、国・地方公共団体等が社会保障・税・災害対策の分野で個人番号（マイナンバー）を利用する制度です。

1．マイナンバー制度の概要

平成25年5月、マイナンバー制度を導入するための次の2つの法案が成立・公布されました。マイナンバー制度はこの2つの法律の本格施行によってスタートする制度です。

① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます）
② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

マイナンバー制度は、①国の行政機関や地方公共団体が、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報と個人番号とをひもづけて効率的に情報の管理を行ったり、②個人番号を活用して、国民の個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）できるようにすることで、行政事務の効率化、行政サービスを利用する国民の利便性の向上等を行うための制度です。

2．マイナンバー制度の導入目的

番号法1条では、マイナンバー制度の目的として、次の4点を挙げています。

①　行政機関、地方公共団体などが、個人番号を活用し、効率的な情報の管理・利用等を行えるようにすること
②　上記①により行政運営の効率化、行政分野における公正な給付と負担の確保を図ること
③　行政手続を利用する国民が、手続の簡素化による負担の軽減を得られるようにすること
④　個人番号等の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報保護法等の特例を定めること

営業店ワンポイントアドバイス

マイナンバー制度は、平成 28 年 1 月から本格施行されます。金融機関が取り扱う業務・事務・商品・取引は、国・地方の税に密接に関連するものが多いという特徴があります。そのため、マイナンバー制度の本格施行に伴い、金融機関の業務・事務の見直しが必要になります。

Q2 通知カードや個人番号カードは、どのようなものですか？

A 通知カードは、平成27年10月以降、市区町村長が個人番号をお客様に通知するために用いる紙製のカードです。個人番号カードは、平成28年1月以降、お客様の申請により市区町村長が交付する顔写真付カードです。

1．通知カードとは

平成27年10月以降、市区町村長は、住民票に記載された者に個人番号を通知（郵送）します。この通知に用いられる紙製のカードを「通知カード」と呼びます。通知カードには、お客様（以下、特に断らない限り、個人のお客様を前提にします）の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、通知カード発行日などが記載されます。

後述のとおり、通知カードは、金融機関がお客様の本人確認を行う際に用いられる重要な書類です。営業店の店頭でお客様に提示していただくことの多い書類になりますので、「通知カード」という専門用語を覚えておいてください。

お客様が引越しなどで他の市区町村に転入する場合、お客様は市区町村に転入届を出す必要があります。この場合、通知カードの記載事項の一つである住所が変更になりますので、平成28年1月以降、お客様は、通知カードの記載事項の変更を行うために、転入届の提出と同時に通知カードを市区町村に提出する必要があります。婚姻、離婚、養子縁組、同一市区町村内での転居などにより、通知カードの記載事項が変わる場合も同様です。

２．個人番号カードとは

個人番号カードは、お客様の申請により、市区町村長がお客様に交付するカードです。個人番号カードはICチップの付いたカードで、その表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面に個人番号が記載されます。通知カードと個人番号カードの記載内容の大きな違いは、顔写真の有無です。

個人番号カードは、通知カードと一緒にお客様に送付される個人番号カード交付申請書をお客様が所定の場所に郵送するなどして申し込むことにより、平成28年１月以降、交付を受けることができます。お客様が個人番号カードの交付を受けようとする場合、通知カードを市区町村に返納する必要があります。

個人番号カードの申請・取得はお客様の義務ではありませんので、お客様の中には通知カードのみを保有し個人番号カードを保有していない方も多数いると予想されます。これに対し、通知カードは、ほとんどのお客様がお持ちです。金融機関の本部が現行の事務規程等を改訂する際には、この点に留意する必要があると考えます。

個人番号カードには、パスポートと同様、有効期限があります。お客様が20歳以上の場合には10年、20歳未満の場合には５年です（原則）。

個人番号カードの記録事項が変わる場合のお客様の必要手続は、通知カードの場合と同様です。

営業店ワンポイントアドバイス

個人番号カードが広く普及するまでには時間がかかると思いますので、平成28年１月以降、営業店の窓口で個人番号カードが提示される場面よりも、通知カードが提示される場面のほうが多いと思います。本部が改訂した事務規程を読む際、通知カードに関する記述を中心に読みましょう。

《著者紹介》

浅井 弘章（あさい ひろあき）

一橋大学法学部卒業、1999年弁護士登録。2007年ニューヨーク州弁護士登録。主な取扱分野として、銀行法務、保険法務、FATCA対応、番号法対応、顧客情報管理など金融法務全般。都市銀行・信託銀行・地方銀行・保険会社ほか金融機関業界団体に対し業務全般についての助言・意見書作成および訴訟代理を行っている。

金融機関のための マイナンバー対応Q&A50

2015年5月10日　初版第1刷発行

著　者　浅井弘章
発行者　金子幸司
発行所　㈱経済法令研究会
〒162-8421　東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4823

〈検印省略〉

営業所／東京03(3267)4812　大阪06(6261)2911　名古屋052(332)3511　福岡092(411)0805

表紙デザイン／菅田玲子（株式会社ケイズ）　制作／西牟田隼人　印刷／㈱日本制作センター

© Hiroaki Asai 2015　Printed in Japan

ISBN 978-4-7668-2368-4

“経済法令グループメールマガジン”配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験に関する情報等を皆様にお届けいたします。下記ホームページのトップ画面からご登録ください。

☆　**経済法令研究会　http://www.khk.co.jp/**　☆

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。